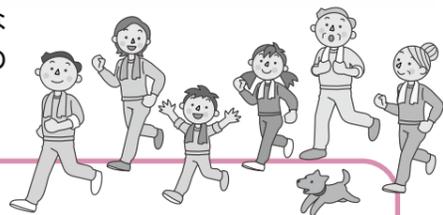


「健康あいしょう21(第5期)(令和7年度~令和11年度)」 ができました!!

第5期計画では、一人ひとりがWell-Being(良い状態。心身とともに満たされていること)を実現するため、地域の中で活躍し、つながり合えるまちを目指します。また、新たな視点として、人の生涯を時間の流れで捉えた「ライフコースアプローチ(一生を通した継続的な対策)」を取り入れ、胎児期(妊娠期)から高齢期に至るまで、住民のさらなる健康増進につながるまちづくりを目指します。



計画の全体像

〈基本理念〉

はじめよう!続けよう!楽しもう!健康づくり!!
~誰もが輝き つながり合えるまち あいしょう~

基本目標 1

健康に暮らせる生活習慣の定着

- ① 栄養・食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ アルコール
- ④ たばこ
- ⑤ 歯・口腔の健康
- ⑥ 生活習慣病(重症化予防、がん対策)
- ⑦ 休養・こころの健康

基本目標 2

ライフコースを見据えた取組の推進

- ① 胎児期・幼少期からのこどもの健康づくり
- ② 若者・働き盛り世代の健康づくり
- ③ シニア世代の健康づくり

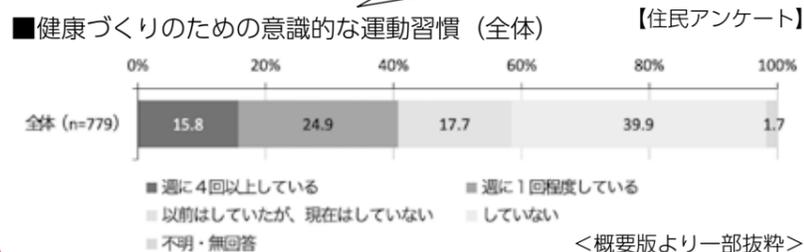
基本目標 3

暮らすことで元気になれる社会環境の質の向上

- ① つながることで健康になれる地域コミュニティづくり
- ② 暮らしの中で健康になれる地域環境づくり

あいしょう町の現状

約半数の人は定期的な運動習慣がありません



令和7年3月、町長へ答申を行いました。

計画の概要版をお届けしますので、ぜひご覧いただき、ご自身の健康づくりにお役立てください。

健康推進課 ☎0749-42-4887

キャリア教育の充実で「学欲」(学ぶ意欲)を育みます



未来を拓く 愛荘16年教育④

学びの意欲や意欲的に生きる原動力となるものに、「目標」「夢」「こころざし」「なりたい自分」といったものがあります。愛荘町においては、これまでもキャリア教育(個人が社会や職業において自立するために必要な能力や態度を育む教育)を大切な教育活動として重視してきました。今、愛荘16年教育の中で、これまでのキャリア教育の質的転換を図る取組を行っています。つまり、単に「体験すること」を目的とするのではなく、体験・出会い・交流等を経て、自分自身のことをじっくり振り返ったり、自分の将来をデザインしたり、今の自分を変えるための具体的な第一歩を踏み出したりするような、「自分自身に跳ね返る」学習をめざしています。

その一つの例として、今年度愛知中学校1年生では、「アントレプレナーシップ教育(起業家教育)」に取り組んでいます。アントレプレナーシップ教育は、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育であり、起業家

を育成するためのビジネス教育ではありません。今年度の目的は、①「学校が面白い」と実感できる学校生活の充実を図る、②起業を体験しながら「自分」「地域」「仕事」についてリアルに学ぶ、③近江商人の志を学ぶことで地域愛を醸成する、としています。内容としては、中学生が愛荘町内で会社を経営するという設定で商売を考え、今年度の「町制施行20周年記念イベント」にて実際に販売し、可能性のあるものは町内協力者を募り商品化していくというものです。

全体15時間の学習の中では、実際にある日本の会社から経営理念等を学んだ上で、自分の会社の名前や自分のやりたい職種を決め、どのようなターゲットの人々に、どんな「稼げる」商品を生かすかを考えていくという流れで学習が進んでいきます。ここでも、自分が主体となる学びが求められることになり、こうした学びが自身の仕事や将来を描くきっかけにもなると考えています。

教育振興課 ☎0749-42-8016



中川氏のLIVE講義に元気に応える生徒たち



第2回の講座では自分たちの会社名を考えました

くらしの安心 消費者ナビ

投資詐欺やロマンス詐欺等にご注意を!



投資や副業といった儲け話やSNS型の交際をきっかけとした消費者トラブルが、年齢を問わず発生しています。「楽しく」「簡単」「必ず儲かる」という話や、直接会ったことがない人からのお金の話にはご注意ください。

■トラブル事例

- ・セミナーやSNS等を通じて「投資話」を持ち掛けられ、消費者金融等から借入れをして投資をさせられるケース
- ・暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘され出資したが、配当や預けた暗号資産の払い戻しに応じてもらえないケース

- ・簡単な作業(写真やスクリーンショットの送付等)で稼げるという副業に応募したところ、高額報酬を得るためなどの理由をつけて支払いを促され、報酬額以上の支払いをしてしまうケース
- ・SNSやマッチングアプリなどを通じて出会った者や知りとりを続けることで、実際に直接会ったことはないものの恋愛感情や親近感を抱いてしまい、結婚資金等として金銭を騙し取られるケース

詐欺等にあわないようご注意くださいとともに、消費生活に関して不安を感じたら下記までご相談ください。

相談先 暮らし安全環境課

0749-42-7699 (平日8:30~17:15)
滋賀県消費生活センター(彦根市元町4-1)
0749-23-0999 (平日9:15~16:00)